

大学院修士課程在学者及び実務経験 3 年未満の者は、理事会の承認を経て、入会金の納付をもって、準会員になることができる。また、理事会はその結果を総会に報告する。ただし、準会員には選挙権・被選挙権が認められない。

第 5 条の 3 (準会員から正会員への移行)

なお、準会員として 3 年間本会に所属した者、あるいは修士課程を修了し正会員への移行手続きを行った者で、会費を滞納していない者は、正会員になることができる。

第 6 条 (退会) 会員は、理事会への申し出により、退会することができる。なお、会費を 3 年以上滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

第 7 条 (入会金・会費) 会員は、規程の定めるところにより入会金および会費を納めなければならない。ただし既納の入会金及び会費は返還しない。

第 8 条 (賛助会員) 本会の趣旨に賛同し、これに協力するために一定の行為をすることを約した団体または個人は、理事会の議を経て、賛助会員となることができる。賛助会員は、理事会への申し出により、退会することができる。

賛助会員の入会及び退会手続きは、理事会の定めるところによるものとする。

第 8 条の 2 (名誉会員) 本会は、ソーシャルワークの実践及び理論の発展に、または本会の発展に多大な貢献のあった会員に名誉会員の称号を贈ることができる。名誉会員に関する規程は別に定める。

第 9 条 (除名) 会員がこの会則に違反し、その他本会に著しい迷惑を及ぼす行為をした場合には、理事会の発議により、総会の議を経て除名することができる。

第 4 章 機 関

第 10 条 (役員) 本会に下記の役員を置く。

1. 理事 若干名
2. 監事 2 名

第 11 条 (理事及び監事の選出) 理事及び監事は、正会員のうちから別に定める規程による選挙若しくは理事会の推薦によって選出し、総会の議を経て承認する。理事のうち 1 名を理事の互選により会長とする。理事のうち 2 名を理事の互選により副会長とする。

第 12 条 (任期) 役員任期は 4 年とするが、会長職、副会長職は、2 年毎に理事において互選する。ただし、役員は再任することを妨げない。

なお、補充の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 13 条 (会長) 会長は本会を代表し、会務を統括し、理事会においてその議長となる。会長に事故があった場合には、副会長のうち、理事会の指定した 1 名が会長の職務を代行する。

第 14 条 (理事) 理事は、この会則並びに総会の定めるところに従い、本会の業務を執行する。

理事が業務執行につき決定するには、理事会の過半数の同意をもって行わなければならない。

理事会は、会長がこれを招集する。ただし、会長は必要に応じて、書面による同意で理事会の決定にかえることができる。

第 15 条 (監事) 監事は、本会の事業並びに会計を監査する。監事は毎年、本会の事業報告書並びに決算報告書を監査し、総会にこれを報告しなければならない。

第 16 条 (庶務担当理事) 庶務担当理事は、理事会において選任され、本会の庶務を担当する。なお、庶務担当理事は、予算の範囲内で事務職員を置くことができる。

第 17 条 (委員) 理事会は、第 4 条第 1 項第 2 号に規定する委員会の委員を委嘱することができる。

第5章 総 会

第18条（役割）会員の総会は、この会則のもとに、本会の事業に関して決定をする。

第19条（開催）会長は、少なくとも年1回の通常総会を招集しなければならない。会長は必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。会長は、理事会が必要と認めたとき、または2分の1以上の会員から請求があったときには、総会を招集しなければならない。

第20条（通知）総会を招集するには、総会日より2週間以前に開催の目的たる事項を示し、会員に通知しなければならない。

第21条（議決）総会の議事議決には、出席会員の過半数を必要とする。

第6章 会 計

第22条（経費）本会の経費は、会員の入会金、会費、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってこれにあてる。

第23条（予算および決算）本会の予算及び決算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第24条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 規約の変更及び解散

第25条（規約の変更）この規約を変更するには、会員の3分の1以上または理事の過半数の提案により、総会出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第26条（解散）本会を解散するには、会員の3分の1以上または理事の過半数の提案により、総会出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない

付 則

1. 1984年11月29日制定、1987年11月8日改正の「社会福祉実践理論学会約定」は、この会則の施行と同時に廃止する。
2. この会則は、1991年6月22日に決定し、1992年4月1日より施行する。
3. この会則は、1993年6月6日に一部改正し、即日施行する。
4. この会則は、1994年6月6日に一部改正し、即日施行する。
5. この会則は、1996年5月25日に一部改正し、即日施行する。
6. この会則は、1998年6月1日に一部改正し、即日施行する。
7. この会則は、2007年6月23日に一部改正し、即日施行する。
8. この会則は、2009年7月4日に名称及び内容の一部を改正し、即日施行する。

研究領域（3つまで○をつけてください）

1. ソーシャルワークの原理

- 1-a. 哲学、思想、歴史
- 1-b. 価値、倫理
- 1-c. 差別、排除、包摂、文化的問題等

2. ソーシャルワークの実践方法2

- 2-a. 実践モデル／アプローチ
ex. ジェネラリスト、エコロジカルアプローチ、ナラティヴ
- 2-b. 実践レベル ①ミクロ実践介入 ex. ファミリー・ソーシャルワーク
②メゾ実践介入 ex. グループ・インターベンション
③マクロ実践介入 ex. コミュニティ・インターベンション
- 2-c. マネジメント
ex. ケースマネジメント、ケアマネジメント、アドミニストレーション
- 2-d. ソーシャル・アクション

3. ソーシャルワークの実践対象

- 3-a. 子ども
- 3-b. 障がい者
- 3-c. 高齢者
- 3-d. 家族
- 3-e. 貧困
- 3-f. ジェンダー
- 3-g. マイノリティ
- 3-h. 住民

4. ソーシャルワークの実践領域

- 4-a. コミュニティ
- 4-b. 保健医療
- 4-c. 司法
- 4-d. 就労
- 4-e. 学校
- 4-f. レジデンシャル
- 4-g. 国際

5. ソーシャルワークの教育

- 5-a. 専門教育 ①理論教育
②演習教育
③実習教育
④スーパービジョン
- 5-b. クライエントの教育

6. ソーシャルワークの研究手法

- ex. 理論研究、歴史研究、調査研究（定量的方法、定性的方法）、事例研究、混合研究法

最近取り組んでいらっしゃる研究テーマ

学歴	- _____大学_____学部_____学科_____専攻卒業
	- _____大学大学院_____課程_____研究科_____専攻 (修了・在学) ※どちらかを○で囲んで下さい
	- _____大学大学院_____課程_____研究科_____専攻 (修了・満期退学・在学) ※いずれかを○で囲んで下さい

職歴：入会資格要件に関する職歴のみ

勤務先_____	職名 (_____)	年数_____年
勤務先_____	職名 (_____)	年数_____年
勤務先_____	職名 (_____)	年数_____年

事務局記入欄

理事会承認	大会報告	資料送付	台帳打ち込み	備考	入会金

※事務局受理： _____年 _____月 _____日